

**現物サービス拡充のための新たな交付金
(子育て支援交付金) について**

平成23年2月10日(木)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

※ 内容については、今後の調整によって、変更があり得ますので、予めご了承ください。

【目次】

| | |
|--|-----|
| 1. 「子育て支援交付金」の創設について…………… | 1 |
| 2. 交付対象の事業内容と交付基準の考え方 | |
| (1) 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業…………… | 1 |
| (2) 地方独自の子育て支援推進事業…………… | 2 |
| (3) 次世代育成支援対策推進事業…………… | 3 |
| (4) 子育て支援環境整備事業…………… | 3 |
| 3. 交付金交付事務等の流れ | |
| (1) 事前協議の実施…………… | 4 |
| (2) 交付決定手続…………… | 4 |
| (3) 交付金の執行…………… | 5 |
| ＜参考資料＞ | |
| ○現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）について…………… | 6 |
| ○現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）の交付申請事務の流れについて…………… | 9 |
| ○平成23年度子育て支援交付金の国庫補助について…………… | 10 |
| （交付要綱案文・未定稿） | |
| ・別紙様式第1（指定都市・中核市用 交付申請様式）…………… | 26 |
| ・別紙様式第2（市町村用 交付申請様式）…………… | 61 |
| ・別紙様式第3（都道府県用 交付申請様式）…………… | 85 |
| ○平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について…………… | 100 |
| （実施要綱案文・未定稿） | |

現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）について

1. 「子育て支援交付金」の創設について

現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）の創設については、平成23年1月21日に開催の「全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）」等においてお伝えしたところであるが、今般、当該交付金に係る交付基準案等の具体的内容について情報提供するので、管内市町村に対して周知いただくとともに、当該交付金の積極的な活用による地域における子育て支援の更なる推進について、管内市町村への働きかけをお願いしたい。

2. 交付対象の事業内容と交付基準の考え方

子育て支援交付金の交付対象事業は、以下のとおりである。

(1) 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業（詳細は、保育課の説明資料を参照。）

① 対象事業

昨年10月に設置された「待機児童ゼロ特命チーム」により、同年11月29日に取りまとめられた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」における具体的施策のうち、原則、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日時点）の市区町村が実施する次の事業。

ア グループ型小規模保育事業

複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する。1グループは原則3人（対象児童9人）までとし、各々の家庭的保育者に補助者を配置する場合等は、対象児童を15人までとする。

イ 認可外保育施設運営支援事業

子ども・子育て新システムにおける制度を見据え、児童福祉施設最低基準を満たすことを基本として、質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助する。

② 交付基準の考え方

ア グループ型小規模保育事業

児童育成事業費における家庭的保育事業と同等の交付基準とする。

イ 認可外保育施設運営支援事業

安心こども基金の認定こども園事業費（幼稚園型認定こども園の保育所機能部分）と同等の交付基準とする。

(2) 地方独自の子育て支援推進事業

① 対象事業

市町村が実施する、以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

ア 地域の実情を踏まえて独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業。

イ 既に実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充部分。

市町村が平成22年度において独自に実施している子育て支援事業について、

○支援対象者の拡大（対象児童の年齢範囲の拡大、所得制限の引き下げ 等）

○事業実施か所数等の政策的な増（対象児童の自然増は含まれない。）

などの既存事業の改善を平成23年度から行う場合に、平成23年度事業費見込額（改善後）と平成22年度事業費実績額（改善前）との差額を拡充分として捉えて、当該交付金の交付対象とする。

ウ 平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の3に定める事業（児童人口配分による事業）として、平成22年度において次世代育成支援対策交付金の交付を受けていた事業

ただし、次に掲げる事項に該当する事業は対象外とする。

ア 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）

なお、負担軽減の対象サービスを特定しない形で個人に現金を支給するもの、及び換金が可能な、いわゆる「金券」に当たる品目を個人に支給するものは、個人の負担を軽減する事業とは認められない。

※いわゆる「金券」に該当する品目の例

○商品券の類（百貨店・クレジットカード等のギフト券、旅行券、全国共通図書券 等）

○プリペイドカードの類（テレホンカード、全国共通図書カード 等）

○その他（切手、はがき、公共交通機関の乗車券類 等）

イ 既に実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。

ウ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。

エ 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。

オ 新たに、「認可外保育施設運営支援事業」における対象施設の要件に満たない認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助する事業

カ 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。）。

② 交付基準の考え方

児童人口による配分額と、児童数が少ない市町村にも一定の交付額を配分するために設定する定額分を合算し、各市町村への配分額を決定する。

なお、①のア～ウに該当する事業を3事業以上実施する市町村に対しては、予算の範囲内で加算を行うこととする。

(3) 次世代育成支援対策推進事業

① 対象事業

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画に基づき市町村が実施する次の事業（従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の「特定事業」及び「その他の事業」と同一の事業。）。

ア 特定事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業

イ その他の事業

へき地保育所費、家庭支援推進保育事業、次世代育成支援人材養成事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て支援ネットワーク事業、子どもの事故予防強化事業

② 交付基準の考え方

従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の交付基準と同様、事業量や取組内容に応じて設定するポイントに基づき事業計画全体を評価し、各市町村への配分額を決定する。

(4) 子育て支援環境整備事業

① 対象事業

現在、年金特別会計に計上し、児童育成事業として実施している以下の事業。

ア 民間児童館活動事業

民間児童館の創意工夫を生かし、自然体験活動事業や子どもボランティア育成支援事業などの取組を実施する。

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設等の専門的な養育機能を活用して、児童養育等に関する相談援助活動等を実施する。

ウ 地域子育て環境づくり支援事業

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修等を実施する。

エ 地域組織活動育成事業

母親など地域住民の積極的な参加による母親クラブ等の地域組織活動の促進を図る。

②交付基準の考え方

従来の児童育成事業の各事業と同様の交付基準とする。

3. 交付金交付事務等の流れ

(1) 事前協議の実施

当該交付金の交付に当たっては、交付申請書の提出に先立ち、すべての交付対象事業について事前協議書の提出を求め、当該協議書を審査の上、交付予定額の内示を行うこととする。

交付申請は、原則、当該内示額により行うこととなる。

事前協議の実施スケジュール等については、追って連絡する。

(2) 交付決定手続

当該交付金は、補助方式が2通りあり、直接補助事業（地方独自の子育て支援推進事業、次世代育成支援対策推進事業）と間接補助事業（国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業、子育て支援環境整備事業）があるが、直接補助事業については、国が直接、市町村に対して交付決定を行うこととなる。

指定都市及び中核市に対しては、すべての事業が直接補助方式となることから、国が直接、交付決定を行う。

また、都道府県に対しては、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業（間接補助事業分）及び都道府県が実施主体となって行う事業について交付金を交付する。

(3) 交付金の執行

指定都市及び中核市においては、すべての事業、それ以外の市町村においては、国から直接交付を受ける直接補助事業に係る交付金の実施事業への配分は、国からの交付決定額の範囲内で、各指定都市、中核市及び市町村の裁量により決定して差し支えない。

また、都道府県においては、国から交付を受ける間接補助事業に係る交付金の管内市町村への配分は、国からの交付決定額の範囲内で、都道府県の裁量により決定して差し支えない。

なお、市町村又は都道府県において、直接補助事業又は間接補助事業で交付決定額を上回る事業費が必要となった場合は、国は、予算の範囲内で変更交付決定を行うこととなるので、留意願いたい。